

# 福岡県公報

令和 3 年 3 月 26 日  
第 186 号

## 目 次

### 告 示 (第366号 - 第393号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 2
- 漁業法第32条第2項の規定に基づき福岡県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針 (水産振興課) ..... 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) ..... 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 5
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 5
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) ..... 6
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) ..... 6
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) ..... 6
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) ..... 6
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) ..... 7
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) ..... 7
- 福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例第5条の知事が定める場合等についての一部改正 (中小企業技術振興課) ..... 7
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定の一部改正 (防災企画課) ..... 8
- 令和3年管理年度知事管理漁獲可能量の公表 (水産振興課) ..... 8
- 福岡県資源管理方針の変更 (水産振興課) ..... 8

- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ..... 9
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ..... 9
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ..... 10
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ..... 10
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ..... 10
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ..... 11
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ..... 11
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) ..... 11
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) ..... 12
- 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定 (環境保全課) ..... 12

## 公 告

- 特定農業用ため池の指定の解除 (農村森林整備課) ..... 13
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 13
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 13
- 特定危険薬物の指定の失効 (薬務課) ..... 14
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 14
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) ..... 15
- 令和2年度福岡県ふぐ処理師試験の合格者の発表 (生活衛生課) ..... 15
- 特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了 (砂防課) ..... 15
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (生活衛生課) ..... 15
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 16
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) ..... 16
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 16
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 16
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 17
- 福岡県土地利用基本計画の変更 (総合政策課) ..... 17
- 事業計画の変更に係る都市計画事業の施行 (公園街路課) ..... 17

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……………17
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ……………18
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……………18
- 基本測量の実施 (県土整備総務課) ……………18
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) ……………18
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) ……………19
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) ……………19
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (食の安全・地産地消課) ……………19

**教育委員会**

- 福岡県指定有形文化財の指定 (教育庁文化財保護課) ……………19
- 福岡県指定史跡の指定 (教育庁文化財保護課) ……………20
- 福岡県指定有形文化財の追加指定 (教育庁文化財保護課) ……………20
- 福岡県指定天然記念物の一部指定解除及び追加指定 (教育庁文化財保護課) ……………20

**公安委員会**

- 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警察本部交通規制課) ……………20

**雑 報**

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見募集の結果 (環境保全課) ……………21

**告 示**

**福岡県告示第366号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
那 珂	385号	那珂川市大字埋金856番7先から 那珂川市大字埋金860番2先まで

**福岡県告示第367号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第32条第2項の規定に基づき福岡県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針を次のように定め、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

漁業法第32条第2項の規定に基づき福岡県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針

第1 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。）特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。以下第1において同じ。）に係る漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の1から2までに定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第1号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	知事が当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対してする助言又は勧告の内容
90パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の急激な積み上がりを避けるような措置の実施の助言

95パーセントを超えたとき	当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の超過を未然に防止するように、具体的な管理措置の実施の勧告
---------------	--

(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。

ア 特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 当該知事管理区分における当該特定水産資源の採捕をする者の全てが同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）に参加している場合であって、当該認定協定内容及び当該特定水産資源の採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

任意の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者に対してする指導の内容
90パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれが大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、当該特定水産資源の採捕を抑制するように指導

(2) (1)の規定にかかわらず、特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕する当該特定水産資源の漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合

計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第2 くらまぐろ（小型魚）

くらまぐろ（小型魚）（第2において単に「くらまぐろ」という。）に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の1から2までに定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第1号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分におけるくらまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	知事が当該知事管理区分においてくらまぐろの採捕をする者に対してする指導又は勧告の内容
70パーセントを超えたとき	輪番休漁等の漁業の特性に応じた具体的な管理措置を実施し、くらまぐろの漁獲量の急激な積み上がり进行を避けるよう指導
80パーセントを超えたとき	生存個体は放流、くらまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとして数量を最小限に留めることを勧告

(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。

ア くらまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくらまぐろの漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 当該知事管理区分におけるくらまぐろの採捕をする者の全てが同一の認定協定に参加している場合であって、当該認定協定内容及びくらまぐろの採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくろまぐろの採捕をする者に対してする指導の内容
90パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するように指導

(2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りではない。

第3 くろまぐろ（大型魚）

第2の規定は、くろまぐろ（大型魚）に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告について準用する。

第4 経過措置

令和6年3月31日までの間における第1の1(2)イ及び第2の1(2)イ（第3において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）」とあるのは「同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）又は資源管理指針・計画作成要領（平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）に基づき水産庁長官又は都道府県知事の確認を受けた資源管理計画（以下「資源管理計画」という。））」と、「同一の認定協定」とあるのは「同一の認定協定又は資源管理計画」と、「当該認定協定」とあるのは「当該認定協定又は当該資源管理計画」とする。

**福岡県告示第368号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成30年3月福岡県告示第205号久留米小郡都市計画下水道事業小郡公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法62条第1項の規定により次のように告

示する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

- 1 施行者の名称  
小郡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
久留米小郡都市計画下水道事業小郡公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和60年8月8日から令和5年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

**福岡県告示第369号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

那 珂	一般 国道	385号	前	那珂川市大字別所1261番2先から 那珂川市道善五丁目60番1先まで	22.1 ～ 82.1	2,140.0
			後	那珂川市大字別所1261番2先から 那珂川市道善五丁目60番1先まで	22.1 ～ 82.1	

**福岡県告示第370号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年3月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
那 珂	385号	那珂川市西隈三丁目237番5先から 那珂川市後野一丁目97番4先まで

**福岡県告示第371号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

南筑後	一般 国道	442号	前	大川市大字大橋277番1先から 大川市大字郷原296番1先まで	6.7 ～ 39.9	450.0
			後	大川市大字大橋277番1先から 大川市大字郷原296番1先まで	6.7 ～ 39.9	
			後	大川市大字大橋277番1先から 大川市大字郷原296番1先まで	6.7 ～ 8.6	

**福岡県告示第372号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	442号	大川市大字大橋277番1先から 大川市大字郷原296番1先まで

**福岡県告示第373号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 大 曲 昭 恵

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成8年4月8日農林水産省告示第433号

## 2 変更に係る指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第374号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年10月福岡県告示第1600号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 大曲 昭 恵

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
倉瀬戸(2)	福岡市城南区西片江二丁目及び西片江一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第375号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年10月福岡県告示第1601号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において

準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 大曲 昭 恵

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
倉瀬戸(2)	福岡市城南区西片江二丁目及び西片江一丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第376号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理人

福岡県副知事 大曲 昭 恵

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
倉瀬戸(2)	福岡市城南区西片江一丁目及び西片江二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第377号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年2月福岡県告示第153号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 大曲 昭 恵

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下月限(4)-2	福岡市博多区東月隈二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第378号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年2月福岡県告示第154号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 大曲 昭 恵

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
下月限(4)-2	福岡市博多区東月隈二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第379号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 大曲 昭 恵

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下月限(4)-2	福岡市博多区東月隈二丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第380号**

福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例第5条の知事が定める場合等について（令和2年5月福岡県告示第418号の2）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行し、令和4年3月31日までの間の申請について適用する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 大曲 昭 恵

- 1の項から4の項までを次のように改める。
- 1 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（県内に主たる営業所を有する者に限る。以下「中小企業者」という。）又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1項に規定する中小企業等協同組合（県内に主たる事務所を有する者に限る。以下「組合」という。）について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）拡大の影響により、令和2年2月から申請の日の属する月の前月までの任意の月（以下「基準月」という。）の売上高又は販売数量（建設業を営む者にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が、前年又は前々年の同月比で15パーセント以上減少し、かつ、基準月、その翌月及びその翌々月の三月間の売上高等（以下「直近三月間の売上高等」という。）が、前年又は前々年の同期比で15パーセント以上減少する見込みである場合 使用料又は手数料の額の全額

2 業歴三月以上一年一月未満の者又は、前年以降の店舗増加等によって単純な売上高等の前年又は前々年との比較が困難な者であって、前号の規定により難い中小企業者又は組合（以下「前年等との比較困難な者」という。）について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、基準月の売上高等が、基準月、その前月及びその前々月の三月間の平均売上高等に比して15パーセント以上減少する場合 使用料又は手数料の額の全額

3 前年等との比較困難な者のうち、前年以降の店舗増加等によって単純な売上高等の前年又は前々年との比較が困難な者について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、基準月の売上高等が、令和元年12月の売上高等に比して15パーセント以上減少し、かつ、直近三月間の売上高等が令和元年12月の売上高等に3を乗じて得た額に比して15パーセント以上減少する見込みである場合 使用料又は手数料の額の全額

4 前年等との比較困難な者のうち、前年以降の店舗増加等によって単純な売上高等の前年又は前々年との比較が困難な者について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、基準月の売上高等が、令和元年10月、11月及び12月の三月間の平均売上高等に比して15パーセント以上減少し、かつ、直近三月間の売上高等が令和元年10月、11月及び12月の三月間の売上高等に比して15パーセント以上減少する見込みである場合 使用料又は手数料の額の全額

**福岡県告示第381号**

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定（平成17年5月福岡県告示第1067号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

「西鉄高速バス株式会社」を削る。

**福岡県告示第382号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量

を定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

特定水産資源	福岡県漁獲可能量	知事管理区分及び配分数量
するめいか	現行水準	全ての漁業：全量
くろまぐろ（小型魚）	7.1トン	全ての漁業：全量
くろまぐろ（大型魚）	7.2トン	全ての漁業：全量

**福岡県告示第383号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき定めた福岡県資源管理方針（令和2年11月福岡県告示第889号の3）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

第8中「別紙1-4 くろまぐろ（30キログラム以上のものに限る）」を「別紙1-5するめいか」に改める。

別紙1-4の次に次のように加える。

（別紙1-5）

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

- ① 水域  
福岡県海域
- ② 対象とする漁業  
全ての漁業（大臣管理区分を除く）
- ③ 漁獲可能期間  
周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）  
陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで  
陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である2,102隻とする。

**福岡県告示第384号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年1月31日福岡県告示第232号福岡都市計画道路事業7・6・101号西鉄天神大牟田線側道16号線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 大 曲 昭 恵

1 施行者の名称

福岡市

- 2 都市計画事業の種類及び名称  
福岡広域都市計画道路事業7・6・1-101号西鉄天神大牟田線側道16号線
- 3 事業施行期間  
平成22年7月23日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

**福岡県告示第385号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年7月23日福岡県告示第1234号福岡都市計画道路事業7・7・102号西鉄天神大牟田線側道17号線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 大 曲 昭 恵

- 1 施行者の名称  
福岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
福岡広域都市計画道路事業7・7・1-102号西鉄天神大牟田線側道17号線
- 3 事業施行期間  
平成22年7月23日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分

なし

**福岡県告示第386号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年7月23日福岡県告示第1235号福岡都市計画道路事業7・6・103号西鉄天神大牟田線側道18号線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業7・6・1-103号西鉄天神大牟田線側道18号線

3 事業施行期間

平成22年7月23日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

**福岡県告示第387号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年7月23日福岡県告示第1236号福岡都市計画道路事業7・7・104号西鉄天神大牟田線側道19号線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業7・7・1-104号西鉄天神大牟田線側道19号線

3 事業施行期間

平成22年7月23日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

**福岡県告示第388号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年7月23日福岡県告示第1238号福岡都市計画道路事業7・7・106号西鉄天神大牟田線側道21号線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業7・7・1-106号西鉄天神大牟田線側道21号線

3 事業施行期間

平成22年7月23日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

**福岡県告示第389号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年7月3日福岡県告示第619号福岡都市計画都市高速鉄道5号西鉄天神大牟田線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画都市高速鉄道事業5号西日本鉄道天神大牟田線

3 事業施行期間

平成22年7月23日から令和6年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

**福岡県告示第390号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成28年11月4日福岡県告示第779号北九州都市計画道路事業3・2・10号9号線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業3・2・44-10号9号線

3 事業施行期間

平成22年3月3日から令和7年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

**福岡県告示第391号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成31年4月9日福岡県告示第307号北九州広域都市計画道路事業3・4・44-88号中央町穴生線（青山工区）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業3・4・44-88号中央町穴生線（青山工区）

3 事業施行期間

平成12年3月6日から令和6年3月31日まで

## 4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

**福岡県告示第392号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成30年11月福岡県告示第956号北野大刀洗都市計画下水道事業大刀洗公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

## 1 施行者の名称

大刀洗町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

北野大刀洗都市計画下水道事業大刀洗公共下水道

## 3 事業施行期間

平成14年12月18日から令和8年3月31日

## 4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
なし

**福岡県告示第393号**

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、別表1から2の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭

和46年12月環境庁告示第59号）の別表2の1の(1)のイ、(2)のウ及び同表の2のウに掲げる類型をいう。以下同じ。）を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定め、告示の日から施行する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

別表 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

## 1 筑後川

水 域	該当類型	達成期間
花宗川（水生生物）（全域）	生物B	イ
山ノ井川（水生生物）（全域）	生物B	イ
広川（水生生物）（全域）	生物B	イ
大刀洗川（水生生物）（全域）	生物B	イ
巨瀬川（水生生物）（全域）	生物B	イ
小石原川上流（水生生物）（千手橋から上流の全域）	生物A	イ
小石原川下流（水生生物）（千手橋から下流の全域）	生物B	イ
佐田川（水生生物）（寺内ダムを除く全域）	生物B	イ
桂川（水生生物）（全域）	生物B	イ
隈上川（水生生物）（全域）	生物B	イ
寺内ダム貯水池（水生生物）（全域）	生物B	イ

注1 該当類型の欄中の類型は、河川の類型を表す。

2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

## 2 海域

水域		該当類型	達成期間
筑前海(1) (水生生物)	別記1のうち、水深30m以下の海域	生物特A	イ
筑前海(2) (水生生物)	別記1のうち、筑前海(1)に係る部分を除いた海域	生物A	イ
博多湾 (水生生物)	別記2の海域	生物特A	イ
唐津湾(1) (水生生物)	別記3の海域	生物特A	イ

注1 該当類型の欄中の類型は、海域の類型を表す。

2 達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

別記1 北九州市若松区八幡岬から糸島市と佐賀県との境界に至る陸岸の地先海域であって博多湾水域及び唐津湾(1)に係る部分を除いたもの。ただし、福岡県内の海域に限る。

別記2 福岡市東区大字勝馬2115番地先北端と同市西区大字西浦2467番地西浦崎北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域

別記3 糸島市志摩芥屋仏崎と同市志摩姫島東端を結ぶ線、同島西端と佐賀県唐津市荒埼を結ぶ線、同市兜鼻と同市女瀬鼻を結ぶ線及び陸域により囲まれた海域のうち福岡県海域

## 公 告

### 公告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき指定した特定農業用ため池のうち、次の特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

特定農業用ため池の名称	所在地	解除年月日
小池	春日市大谷六丁目36-2 外1筆	令和3年3月1日
奥野1号池	福津市須多田92	令和3年3月1日
奥野2号池	福津市須多田81	令和3年3月1日

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 開発区域に含まれる地域の名称

（1 工区）宗像市原町字六助274番1及び275番1並びに光岡1618番2、字萩原252番1、252番3、253番1及び253番5、字渡井田255番2、字六助276番1、276番5から276番7、277番1、278番1、278番2、279番4、1333番11及び1614番4並びに宇古賀田287番1、288番1、289番1、289番2、290番、291番1、292番1、292番3、296番1、297番1、298番1、299番1、1329番2及び1615番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区春吉三丁目12番1号

株式会社玉屋

代表取締役 山喜多 映一

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
(第4工区) 小郡市津古字空前1260番7
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
久留米市北野町中2338番地3  
株式会社 嘉賀工務店  
代表取締役嘉賀 孝二郎

### 公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例(平成26年福岡県条例第57号)第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

- 1 失効する特定危険薬物の名称
  - (1) 化学名 N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
  - (2) 化学名 1-[1-(3-フルオロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類
  - (3) 化学名 3-{2-[エチル(プロピル)アミノ]エチル}-1H-インドール-4-イル=アセテート及びその塩類
  - (4) 化学名 エチル=(R)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[ (R)-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=(S)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[ (S)-ピペリジン-2-イル]アセテート及びそれらの塩類
  - (5) 化学名 エチル=(R)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[ (S)-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=(S)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[ (R)-ピペリジン-2-イル]アセテート及びそれらの塩類

- 2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第47号)の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

- 3 失効年月日

令和3年3月25日

- 4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市津古字高田1096番1、1096番2、1097番、1098番1、1103番1から1103番4まで、1105番1、1105番2、1106番1、1106番2、1107番1、1107番3、1107番4、1107番6、1108番1、1108番5、1111番1、1111番5から1111番9まで、1112番2、1112番3、1114番1、1114番3から1114番5まで、1117番1、1117番3から1117番8まで、1118番1、1118番8、1096番3、1097番2、1106番3、1111番10、1117番9及び1117番10

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大分県大分市古国府243番9

株式会社ホームインブルーブメントひろせ

代表取締役 中澤 孝志

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 大曲 昭 恵

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用ため池整備事業（丸尾地区）	平成23年3月25日
農業用ため池整備事業（大浦地区）	平成24年3月22日
農業用ため池整備事業（惣原地区）	平成24年3月22日
農業用ため池整備事業（原崎地区）	平成25年11月18日
農業用ため池整備事業（木戸ノ内地区）	平成26年3月28日
農業用ため池整備事業（松本上・松本下地区）	平成26年6月25日
農業用ため池整備事業（一ノ瀬地区）	平成26年3月27日
農業用ため池整備事業（大久保地区）	令和元年10月4日
農業用排水施設整備事業（竹飯地区）	令和元年11月29日

公告

令和2年度福岡県ふぐ処理師試験（令和3年3月5日実施）の合格者を次のように発表する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 大曲 昭 恵

合格者受験番号

1	22	41	55	67
2	27	42	56	68
4	29	44	57	70

5	33	46	58	71
8	34	47	61	72
9	35	49	64	73
10	36	50	65	
14	37	52	66	

公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 大曲 昭 恵

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
土砂災害特別警戒区域 城西ヶ丘2丁目(a)	宗像市東郷六丁目8番13号 株式会社木村組 代表取締役 木村良一

公告

特殊形態営業に関する取扱要領の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 大曲 昭 恵

- 意見募集期間  
令和3年3月26日から令和3年4月25日まで
- 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部生活衛生課に備え置きます。

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) スパイシーモール行橋

(2) 所在地 行橋市南大橋六丁目651番1外、西泉六丁目2991番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

前面道路である国道496号については、渋滞の恐れなしとのことであるが、車両誘導策として市道舟原・西泉7丁目線の利用は想定されていないようであるが、当該市道を利用する場合、より交通混雑の緩和が見込まれる。

(理由)

車両誘導の分散による交通混雑の緩和のため。

**公告**

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業（住吉地区）	令和元年12月23日

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市横田字横川559番31から559番33まで、559番37から559番39まで、559番45、559番58から559番64まで及び561番2並びに潤野字大牟田904番87及び904番456から904番470まで並びに字坂口1362番3及び1362番8から1362番11まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市弁分127番地の7

未来エステート株式会社

代表取締役 安永 尚平

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市秋松字口頭546番3、547番1、547番2及び548番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡粕屋町仲原鶴町2567-10

株式会社スズキ自販福岡  
代表取締役 帆足 達也

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 大曲 昭 恵

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
大牟田市大字久福木字雁ノ尾242番1から242番46まで、243番2から243番4まで、263番2から263番4まで、264番11、269番2、269番3、270番2、271番1、271番2、字石橋655番2及び656番3並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
熊本県荒尾市東屋形一丁目9番地1  
有限会社エトワール不動産  
代表取締役 上永 恭平

**公告**

福岡県土地利用基本計画（昭和50年9月22日策定）を令和3年3月9日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 大曲 昭 恵

- 1 変更に係る事項  
福岡県土地利用基本計画図の農業地域の区域
- 2 変更の内容  
計画図

変更する地域名	変更する区域	関係市町村
農業地域	次の図面のとおり	小郡市

（「次の図面」は省略し、福岡県企画・地域振興部総合政策課及び関係市役所において縦覧に供する。）

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者  
福岡県副知事 大曲 昭 恵

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
福岡広域都市計画都市高速鉄道事業5号西日本鉄道天神大牟田線
- 2 施行者の名称  
福岡県
- 3 事務所の所在地  
福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県那珂県土整備事務所 大野城市白木原三丁目5番25号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により粕屋町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部

下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

福岡広域都市計画下水道の変更（令和3年2月25日粕屋町公営企業告示第7号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

福岡広域都市計画公園の変更（令和3年3月1日糸島市告示第33号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡篠栗町大字津波黒字西ノ前558番1及び558番7から558番16まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市東区松島六丁目6番33号  
株式会社よかタウン  
代表取締役 野島 幸司

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

- 1 測量の種類  
基本測量（地殻変動補正パラメータ測量）
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡県全域	令和3年3月1日から 令和3年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡県全域	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量、地形測量）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市東区筥松新町～博多区豊（国道3号バイパスの一部）	令和3年2月18日から 令和3年7月30日まで

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、志免町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

## 1 測量の種類

公共測量（都市計画基本図修正）

## 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糟屋郡志免町（全域）	令和2年11月20日から 令和3年3月12日まで

## 公告

水質汚濁性農薬に該当する農薬の使用規制に関する規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和3年3月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 大曲 昭 恵

## 1 意見募集期間

令和3年3月26日から令和3年4月26日まで

## 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部食の安全・地産地消課に備え置きます。

## 教育委員会

## 福岡県教育委員会告示第1号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第4条第1項の規定により、福岡県指定有形文化財を次のように指定する。

令和3年3月26日

福岡県教育委員会

## 建造物の部

名称	員数	構造形式	所有者	所有者の住所	所在地
梅林寺唐門	1棟	木造、一間一戸、平唐門、檜皮葺 附 両袖塀、木造、本瓦葺、東側3.17m、西側3.24m 石碑1基	宗教法人 梅林寺	久留米市京町 209番地	久留米市京町 209番地

## 絵画の部

名称	員数	所有者	所有者の住所
絹本着色楊柳観音像	1幅	宗教法人梅林寺	久留米市京町209番地

## 考古資料の部

名称	員数	所有者	所有者の住所
宮原遺跡出土銅鏡	3面	香春町	田川郡香春町大字高野994

## 福岡県教育委員会告示第2号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第37条第1項の規定により、福岡県指定史跡を次のように指定する。

令和3年3月26日

福岡県教育委員会

## 史跡の部

名称	所在地	地番
善一田古墳群	大野城市乙金東一丁目	1345番、1346番、1347番、1348番

## 福岡県教育委員会告示第3号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第4条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる福岡県指定有形文化財に同表中欄に掲げる文化財を追加して指定し、名称等についての記載事項を同表右欄のように改める。

令和3年3月26日

福岡県教育委員会

## 建造物の部

左欄		中欄	右欄					
名称	関係告示		名称	員数	構造形式	所有者	所有者住所	所在地
高良山御手洗橋	平成14年福岡県教育委員会告示第7号	附 青銅製擬宝珠2口	高良山御手洗橋	1基	石造桁橋、高欄付 附 青銅製擬宝珠2口	宗教法人高良大社	久留米市御井町1番地	久留米市御井町字梅ヶ谷206番地の3

## 福岡県教育委員会告示第4号

福岡県文化財保護条例（昭和30年福岡県条例第25号）第37条第1項及び第38条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる福岡県指定天然記念物の一部を解除し、同表中欄に掲げる文化財を追加して指定し、員数を同表右欄のとおりとする。

令和3年3月26日

福岡県教育委員会

## 天然記念物の部

左欄			中欄	右欄
名称	関係告示	員数	員数	員数
萬龍楓	昭和35年福岡県教育委員会告示第2号 平成25年福岡県教育委員会告示第5号	3本	1本	2本

## 公安委員会

## 福岡県公安委員会規則第6号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和3年3月26日

福岡県公安委員会

## 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1県道の部久留米筑紫野線の項中「小郡市松崎166番1」を「朝倉郡筑前町四三嶋1446番28」に改める。

別表第1市道の部福岡高速5号線の項の次に次のように加える。

福岡高速6号線	福岡市東区香椎浜1丁目7番40地先から同区みなと香椎1丁目25番1地先まで
---------	---------------------------------------

別表第1市道の部小郡・大原3264号線の項の次に次のように加える。

立石・松崎上 4328 号線	小郡市井上 1031 番 2 先から同市上岩田 1151 番 2 先まで
立石・松崎上 4332 号線	小郡市上岩田 1151 番 2 先から同市上岩田 1082 番 1 先まで

別表第1市道の部筑紫・原田線の項の次に次のように加える。

新筑前島・宗原線	筑紫野市大字西小田 170 番 3 地先から同市大字西小田 16 番 1 地先まで
----------	---

別表第1市道の部浦田・京野線の項の次に次のように加える。

福丸・下有木線	宮若市水原 1 番 2 地先から同市芹田 512 番 1 地先まで
---------	-----------------------------------

別表第1市道の部口ヶ坪・神田線の項の次に次のように加える。

咲原線	宮若市芹田 586 番 7 地先から同市水原 1 番 2 地先まで
-----	-----------------------------------

別表第1町道の部高橋～原線の項の次に次のように加える。

稻替・井地向線	遠賀郡水巻町猪熊 10 丁目 1511 番 1 地先から同町猪熊 10 丁目 1374 番 4 地先まで
---------	--

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第1市道の部福岡高速6号線の項の改正規定は、同年3月27日から施行する。

## 雑 報

### 福岡県環境審議会公告

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、令和3年2月26日から令和3年3月11日までの間、意見を募集しました。

その結果、意見の提出はなく、原案どおり令和2年3月15日に答申しましたので、同要綱第8条の規定により公表します。

令和3年3月26日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人